

## 八王子市自殺対策検討会議開催要綱

(名称)

第1条 本会議は、八王子市自殺対策検討会議（以下「会議」という。）とする。

(目的)

第2条 会議は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第12条の規定による自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）に基づき、関係機関及び民間団体等の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的に推進することを目的とする。

(意見聴取事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を意見聴取する。

- (1) 八王子市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 自殺の実態把握に関すること。
- (4) その他、自殺対策の推進について必要な事項等に関すること。

(参加者)

第4条 会議は、参加者18人以内により構成される。

2 構成員は、次に掲げる区分の者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 労働関係者
- (6) 警察関係者
- (7) 消防関係者
- (8) 法律関係者
- (9) 民間支援団体関係者
- (10) 公募による市民
- (11) 行政関係機関
- (12) 市職員

(任期)

第5条 構成員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員は、前任の残任期間とする。

(座長等)

第6条 座長は、学識経験者をもって充て、会務を総務し会議を代表する。

2 副座長は、座長が指名する者をもって充て、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(会議等)

第7条 会議は座長が招集する。

2 会議は、構成員の半数以上の出席により開催することができる。なお、構成員が出席できない場合においては、所属する団体等の中で、構成員が指名する者を代理として出席さ

せることができる。

3 会議は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見・説明等を聴取することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は健康医療部保健対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項は健康医療部保健所担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。

#### 自殺対策検討会議 構成員

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 学識経験者     | 大学 1名                              |
| 医療関係者     | 医師会（精神科医療機関 1名、救急病院 1名）            |
| 教育関係者     | 教育委員会 1名                           |
| 労働関係者     | 商工会議所 1名、連合南多摩地区協議会 1名             |
| 警察関係者     | 1名                                 |
| 消防関係者     | 1名                                 |
| 法律関係者     | 弁護士 1名                             |
| 民間支援団体関係者 | 東京多摩いのちの電話 1名<br>全国自死遺族総合支援センター 1名 |
| 公募による市民   | 4名                                 |
| 行政関係機関    | 東京都立多摩総合精神保健福祉センター 1名              |
| 市職員       | 保健所長                               |
| 事務局       | 保健所保健対策課                           |